

子育て支援員研修制度に関する検討会 第2回専門研修WT(社会的養護)	資料3
平成26年10月27日	

## 子育て支援員専門研修（社会的養護）修了者の活用（案）

種別	専門性を有する職員			補助的職員	
例	児童指導員	保育士	心理療法担当職員	養育補助	
要件等	任用資格	保育士資格	大学の学部で心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した者等	要件：なし 子育て支援員研修（社会的養護）	要件：なし 子育て支援員基本研修
清掃、洗濯、調理		清掃、洗濯、調理補助		清掃、洗濯、調理補助	
養育、生活支援、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整		養育補助（職員が他児に対応している間の見守り等）、 生活支援補助（掃除や洗濯といった日常生活スキルの習得を補助）、 学習指導補助（宿題の音読を聞く等、子どもの日常での学びを補助）、 塾や学校の送迎、 外出時の付き添い（子どもが遊び等で校区外へ外出する時等）等			
子どもの必要に応じた専門的支援（心理的ケアなど）					
自立支援計画の作成					
施設外での業務			家事支援事業等の子育て支援事業における支援（里親家庭の活用促進） 里親やファミリーホームを応援するボランティア活動 社会的養護関係でのキャリアを持つ人材の復帰活動		